

奈良県訓令第一号

各部課室

各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

第四十五条第二項中「出先機関の長は、」を「総括文書管理責任者は、出先機関の行政文書の取扱いのうち」に、「ときは」を「ものについては」に改め、「総務部長の承認を受けて」を削る。